

地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター総長選考規程

制定 令和元年10月30日規程第386号

(目的)

第1条 この規程は、医療法（昭和23年法律第205号）第10条の2第1項及び第2項並びに同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第7条の2及び第7条の3の規定に基づく、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター総長候補者の選考等について、必要な事項を定める。

(選考時期)

第2条 総長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 総長が退任するとき。
- (2) 総長が欠けることとなったとき。
- (3) その他、理事長が必要と認めるとき。

(特定機能病院の管理者の資質及び能力に関する基準)

第3条 医療法施行規則第7条の2に規定する特定機能病院の管理者の資質及び能力に関する基準については、次のとおりとする。

- (1) 病院において、以下のいずれかの業務に従事した経験を有し、医療安全管理に関する十分な知見を有するとともに、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有していること
 - ア 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務
 - イ 医療安全管理委員会の構成員としての業務
 - ウ 医療安全管理部門における業務
 - エ その他上記に準じる業務
- (2) 当該病院内外において組織管理経験があり、高度の医療の提供、開発及び評価等を行う特定機能病院の管理運営上必要な資質及び能力を有していること
- (3) その他、特定機能病院の管理者として理事長が必要と認める資質及び能力等

(特定機能病院の管理者を選考するための合議体)

第3条 医療法第10条の2第2項に規定する特定機能病院の管理者となる者を選考するための合議体として、総長選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設けて審議を行う。

2 選考委員会の運営は次のとおりとする。

(1) 選考委員会の委員は、次に掲げる委員をもって組織する。

①理事長

②理事（大阪急性期・総合医療センター担当理事）

③理事（大阪はびきの医療センター担当理事）

④理事（大阪精神医療センター担当理事）

⑤理事（大阪国際がんセンター担当理事）

⑥理事（大阪母子医療センター担当理事）

⑦理事（経営・労務担当理事）

⑧医療法施行規則第7条の3第2項に掲げる条件を満たす者以外の者で病院運営に関し広くかつ高い識見を有する者 2名

(2) 委員が大阪国際がんセンター総長の候補者として推薦されたときは、当該委員は、委員を辞さなければならない。

(3) 選考委員会に委員長を置き、委員のうち理事長をもって充てる。

(4) 選考委員会は委員長が招集する。

(5) 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の多数決をもって決することとする。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(6) 選考委員会が必要を認めたときは、委員以外の者を出席させ、その者の意見を聴くことができる。

3 選考委員会は、適任者を選考し、理事長に推薦する。

4 その他、選考に関し必要な事項は選考委員会で定めるものとする。

(事務)

第4条 選考委員会の事務は、本部事務局人事グループにおいて処理する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年10月30日から施行する。